

株式会社 モトヤ 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：労働基準法に基づく産前産後休業や育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、社会保険制度に基づく出産手当・出産一時金や育休中の社会保険料免除等の周知。

<対策>

- 平成 27 年 4 月～ 法に基づく諸制度の収集
- 平成 27 年 6 月～ 周知用資料を作成し、社内 LAN 共有サーバー上に掲示

目標 2：平成 27 年 7 月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定し、月 1 回以上継続して実施する。

<対策>

- 平成 27 年 4 月～ 所定外労働の現状を把握
- 平成 27 年 6 月～ 社内検討委員会（衛生委員会）で検討
- 平成 27 年 7 月～ ノー残業デーの実施開始

目標 3：計画期間内に、年次有給休暇取得率を計画開始年度より向上させるように取り組みを行う。

<対策>

- 平成 27 年 4 月～ 有給取得の現状を把握開始
- 平成 27 年 10 月～ 社内検討委員会（衛生委員会）で検討
- 平成 28 年 4 月～ 年次有給休暇の計画的付与を実施する。